

東京電力株式会社
福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請
（1号、2号、3号、4号、5号及び
6号原子炉施設の変更）の概要について

平成13年8月

1. 申請の概要

(1)申請者

東京電力株式会社 取締役社長 南 直 哉

(2)発電所名及び所在地

福島第一原子力発電所
福島県双葉郡大熊町及び双葉町

(3)原子炉の型式及び熱出力

型 式	1号、2号、4号、5号及び 6号炉 3号炉	濃縮ウラン燃料、軽水減速、軽水冷却、 沸騰水型 濃縮ウラン燃料、ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料、軽水減速、軽水冷却、 沸騰水型
熱出力	1号炉 2号、3号、4号及び5号炉 6号炉	約 1,380MW（電気出力約 460MW） 約 2,380MW（電気出力約 784MW） 約 3,300MW（電気出力約 1,100MW）

(4)申請年月日

平成 13 年 3 月 16 日

(5)変更項目

1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉の濃縮廃液造粒固化体、グラニュールを固化
するため、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉共用の固化装置を設置する。

(6)工事計画

本変更に係る工事計画は第1図のとおりである。

(7)変更の工事に要する資金の額

本変更に係る工事に要する資金は約 25 億円である。

この工事に要する資金は自己資金等により調達する予定である。

2. 変更の概要

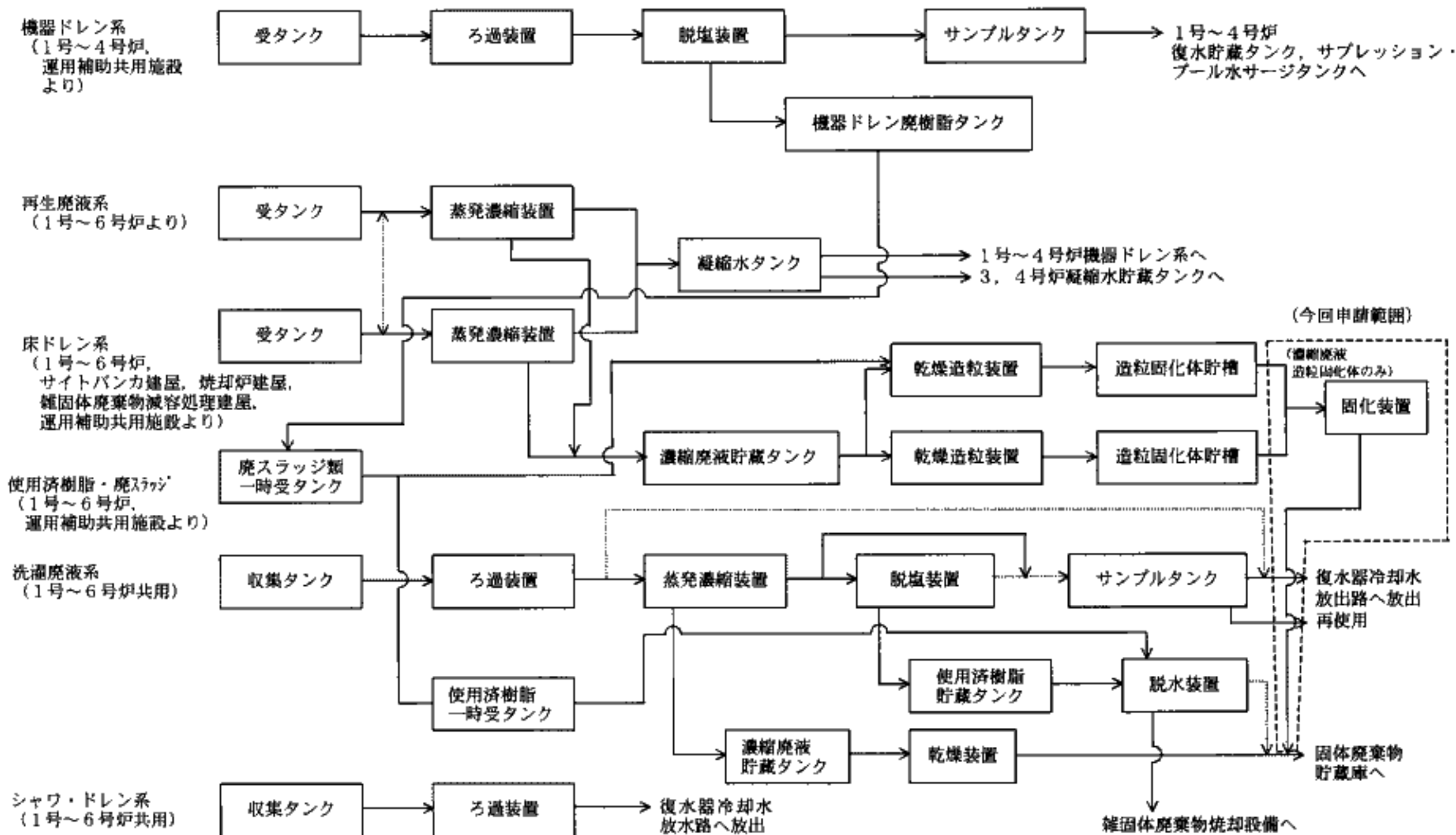
現在、濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、固化装置（各号炉所属）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し、貯蔵保管するか、あるいは濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、乾燥、造粒し、造粒固化貯槽に貯蔵保管することとし

ている。

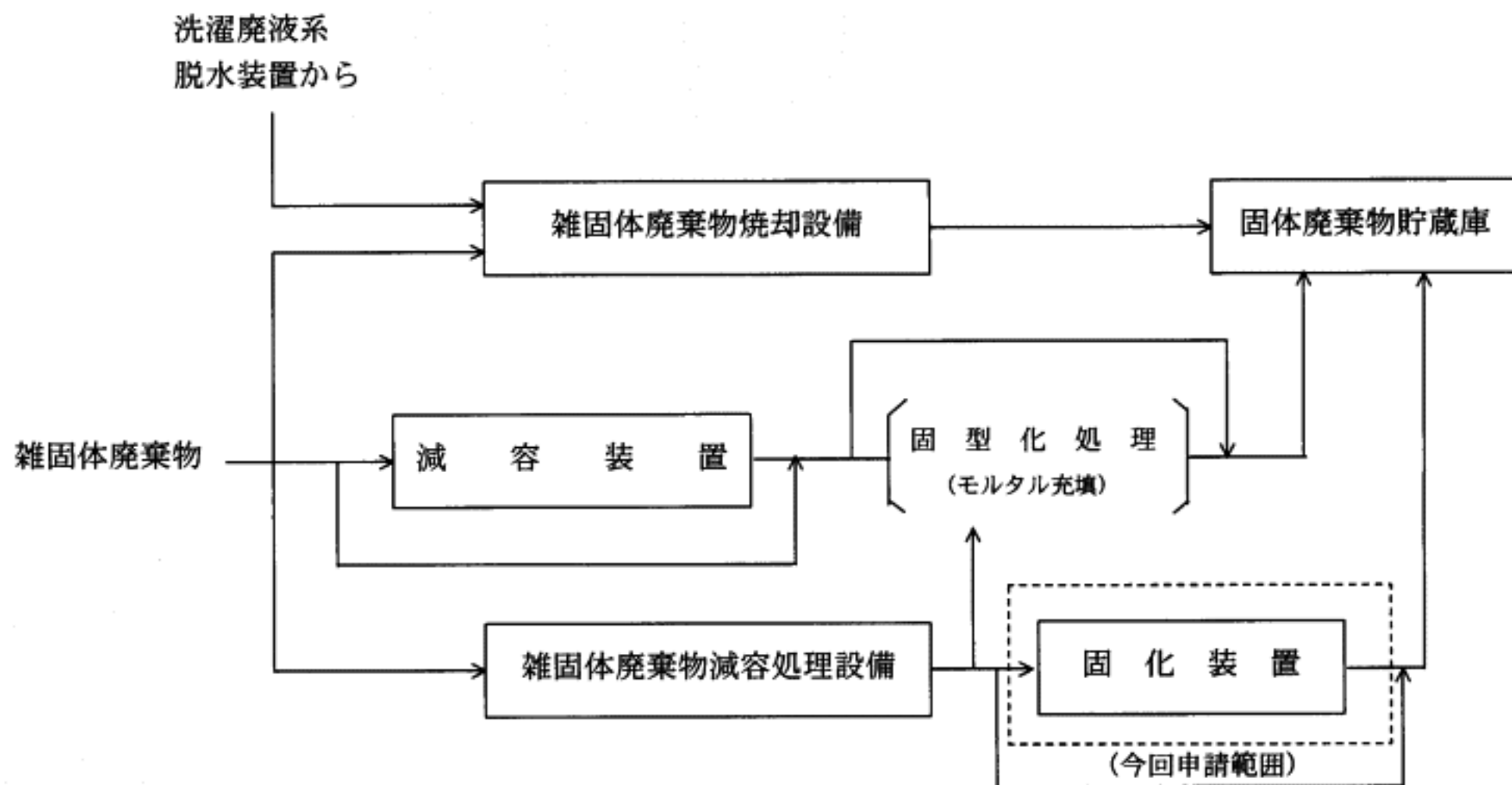
また、雑固体廃棄物のうちグラニュールは、ドラム缶に詰めて貯蔵保管することとしている。

今回の変更では、日本原燃株式会社六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターへ造粒固化体、グラニュールを埋設するため、これらの廃棄物を固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化するための固化装置（１～６号炉共用）の設置を行うものとする。

なお、上記に関する設備設置場所を第２図に、系統概要図を第３図、第４図にそれぞれ示す。



第3図 液体廃棄物系及び固体廃棄物処理系の系統概要図 (廃棄物集中処理建家)



第4図 液体廃棄物処理系及び固体廃棄物処理系の系統概要図（雑固体廃棄物）

